

各県立学校長 様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

県立学校における新型コロナウイルス感染症に係る出席停止や
臨時休業の措置及び感染者が確認された場合の対応について
(令和 4 年 2 月 22 日時点)

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

うえのことについて、令和 2 年 12 月 14 日付け 2 高保体第 860 号により対応をお願いしているところですが、新型コロナウイルス感染症の変異株であるオミクロン株に対応した濃厚接触者の待機期間の変更や新型コロナウイルスの感染急拡大による保健所業務の逼迫等の状況を踏まえ、下記のとおり見直しを行いました。

今後は本通知に基づき、学校において感染者が発生した場合は、感染を拡大させないように迅速な初期対応をお願いします。

感染者が発生した場合の対応についてはあくまで参考例であり、保健所の助言等に従って臨機応変に対応をお願いします。

併置定時制・通信制には貴職からお知らせください。分校には直送しました。

記

■見直した内容

○別紙 1 <フロー図>

- ・保健所業務の逼迫に伴う濃厚接触者の特定について（青字で追記）

○別紙 2 <チェックリスト>

- ・保健所業務の逼迫に伴う濃厚接触者に関する取扱い（青字で追記）
- ・報告を受けた管理職が県教委へ報告することを追記（赤字で追記）
- ・報道発表の考え方（赤字で修正）
- ・臨時休業等について県教委と協議する際に参考資料として、陽性者及び濃厚接触者の関係図（別紙 9）を作成することを追記（赤字で追記）
- ・学校再開の時期について、「すぐーる」によるお知らせを追記（赤字で追記）
- ・衛生管理マニュアルの記載を最新バージョン名とページ数に修正（赤字で修正）

○別紙 6（保健所から学校が濃厚接触者への連絡を依頼される場合－濃厚接触者の PCR 検査が実施される場合－）の追加

○別紙 7（保健所から学校が濃厚接触者への連絡を依頼される場合－濃厚接触者の PCR 検査は実施されず、自身での健康観察（セルフチェック）を行う場合－）の追加

○別紙8（保健所による濃厚接触者の特定に3・4日かかる場合もしくは濃厚接触者の特定が行われない場合）の追加

○別紙9（陽性者及び濃厚接触者の関係図）の追加

【担当】

保健体育課 北村、廣田、山中（TEL:088-821-4928）

高等学校課 岩河、東岡（TEL:088-821-4907）

特別支援教育課 濱口、吉井（TEL:088-821-4741）

【分類番号 05-04-0009】

県立学校における新型コロナウイルス感染症に係る出席停止や臨時休業の措置について

旧: 令和2年12月14日時点

	児童生徒等及び教職員に感染者が発生した場合	児童生徒等及び教職員が新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者の場合	感染状況が拡大傾向にある地域
出席停止等の 取扱い	児童生徒等は治癒するまで出席停止	感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間の出席停止	
	※教職員については令和2年3月5日付け元高教福第1707号(令和2年4月6日付け一部改正)を参照すること。	※教職員については令和2年3月5日付け元高教福第1707号(令和2年4月6日付け一部改正)を参照すること。	
臨時休業の 措置等	感染者の症状、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、その都度臨時休業の日数や範囲を決定する。 <決定までの流れ> 学校長が保健所から臨時休業の日数や範囲について助言をもらう⇒学校長が県教委に報告⇒県教委と協議し決定		県の健康政策部と相談し、保健所管内の感染状況を踏まえて判断する。
	学校の一部又は全部の臨時休業	感染した児童生徒等及び濃厚接触者の出席停止のみ	



<主な変更点>

新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者の自宅待機期間について、オミクロン株に対応して変更になっていることを踏まえ、下記のとおり出席停止等の取扱い期間を変更。

新: 令和4年2月22日時点

	児童生徒等及び教職員に感染者が発生した場合	児童生徒等及び教職員が新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者の場合	感染状況が拡大傾向にある地域
出席停止等の 取扱い	児童生徒等は治癒するまで出席停止	保健所から自宅待機の指示があった期間	
	※教職員については令和2年3月5日付け元高教福第1707号(令和2年4月6日付け一部改正)を参照すること。	※教職員については令和2年3月5日付け元高教福第1707号(令和2年4月6日付け一部改正)を参照すること。	
臨時休業の 措置等	感染者の症状、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、その都度臨時休業の日数や範囲を決定する。 <決定までの流れ> 学校長が保健所から臨時休業の日数や範囲について助言をもらう⇒学校長が県教委に報告⇒県教委と協議し決定		県の健康政策部と相談し、保健所管内の感染状況を踏まえて判断する。
	学校の一部又は全部の臨時休業	感染した児童生徒等及び濃厚接触者の出席停止のみ	

(参考) 学校保健安全法

第十九条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

<文部科学省の考え> 衛生管理マニュアル2021.11.22 Ver.7

◆臨時休業の要否を保健所と相談の上、真に必要な場合に限って行う。

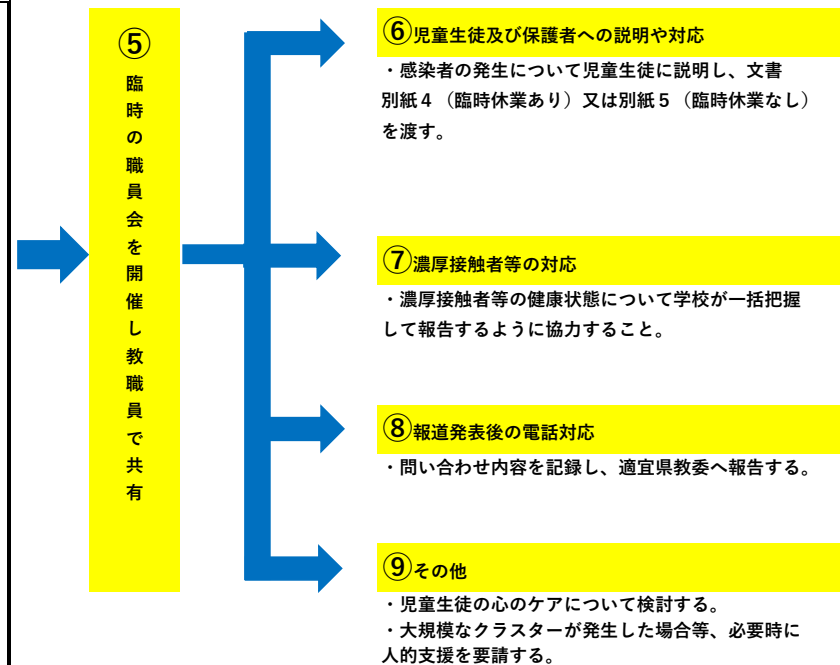
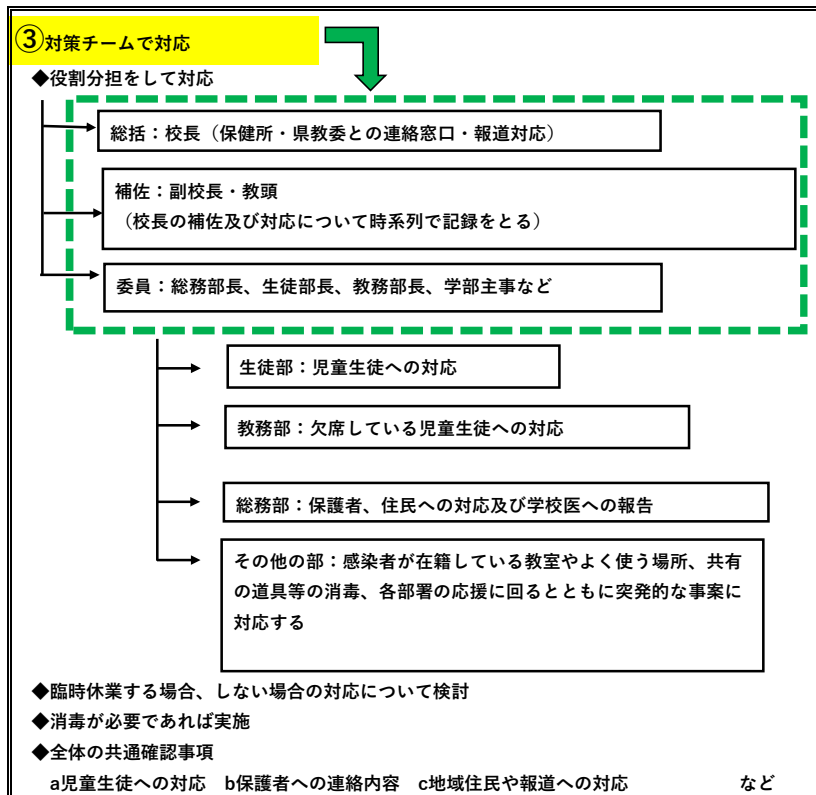
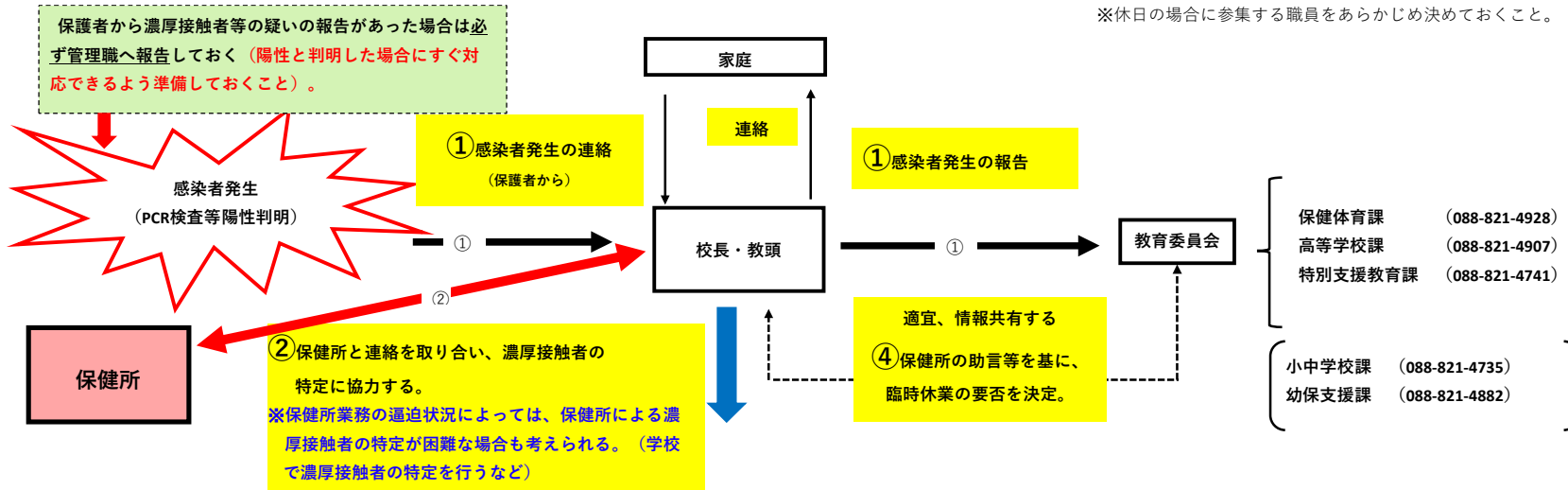
・学校内で感染が広がっている可能性が高い場合(例:家庭内感染ではない感染者が複数発生していたり、感染者が不特定多数との間で、マスク着用なしで近距離での接触があった場合)は、学校保健安全法第20条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業を行う。

・上記以外の場合は、学校教育活動を継続(※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等)。

児童生徒が濃厚接触者に特定された場合は、当該児童を出席停止とする。

【別紙1】<フロー図>県立学校において児童生徒に新型コロナウイルス感染症が確認された場合の対応（※詳細は別紙2を参照）

※休日の場合に参集する職員をあらかじめ決めておくこと。



県立学校において児童生徒に新型コロナウイルス感染症が確認された場合の対応について (令和4年2月22日時点 保健所業務が逼迫していない通常対応)

※感染者発生時に対応する保健所は感染者の居住地を所管する保健所となります。例)佐川町在住なら中央西保健所
※寮や寄宿舎の場合は、その所在地を管轄する保健所が対応します。

事前準備(この段階では保健所に連絡しないこと)

保護者から保健所により濃厚接触者と特定された、又は体調不良によりPCR検査等を受けている旨の連絡が入る。

※保健所業務の逼迫状況によっては、別紙6及び別紙7の通知、別紙8に基づいた対応となる。

□連絡を受けた教職員は、PCR検査等の結果がいつ判明するか本人や保護者に確認する。また、必ず管理職へ報告する。報告を受けた管理職は、**県教委へ報告する。**

□対策チームは当該児童生徒の学校内での行動や、学校における感染症対策の実施状況等について情報収集を始め、**接触者リスト(別紙3)**を作成する。

※感染者の症状出現日(もしくは検体採取日)2日前から入院までの間が感染させる可能性のある期間。

保健所はその期間に接触した人を調査するため、この期間に接触した人をピックアップする。

※この時点では学校の一部の者の対応とし、時間割等を基に教職員が分かる範囲での情報を集めること。

※当該児童生徒に聞き取りをする場合は必ず本人及び保護者に了解を得ること。

※この時点では他の児童生徒に聞き取りはしないこと。

<情報収集する主な内容>

・発病までの健康状態：咳や倦怠感などの症状がいつ頃から出ているか。

・出席状況

・当該児童生徒の学校における活動状況

授業・選択授業・学級及び学校行事・部活動・児童生徒会活動・クラス内の友人関係・特別教室、図書室や食堂等の利用状況等

※特に当該児童生徒がマスクを着用していない場面(昼食時、更衣時、部活動等)を重点的に把握

・学校における感染症対策の実施状況：周囲の生徒のマスクの着用状況、換気の頻度など

※フェイスシールドやマウスシールドのみでは感染が疑われる事例があることから、それらのみでは濃厚接触者となる可能性が高いと考えられる。

・保健所に提出する書類の準備：各学年、クラス、部活の種類及び所属人数、校舎見取り図、配席図、空調の位置、時間割表、行事予定表等は事前に用意し、すぐに保健所に提出できるように作成しておくこと。

□当該児童生徒の陽性が判明した時点で、全校生徒が登校しており、通常の教育活動を行っている場合もあるので、感染リスクが高い学習活動等は控えることも視野に入れ、検討しておくことも重要。

※感染リスクが高い学習活動等は、衛生管理マニュアル Ver. 7 P50～ 第3章 1, 2, 3 を参照すること。

<この対応例は児童生徒が平日の学校にいる場合を想定しているものです>

①保護者からPCR検査等陽性の連絡を受ける。連絡を受けた後は直ちに県教委へ報告する。また、事前に検討した感染リスクが高い学習活動等については中止させ、感染対策のさらなる徹底を行う。

□連絡を受けた職員は校長へ電話をつなぐ(不在の場合は副校長か教頭へつなぐ)。

□校長は直ちに県教委へ感染者発生を報告する。

□感染リスクが高い学習活動等については中止し、マスク着用等の感染対策を徹底する。

②校長が保健所に連絡し、感染した児童生徒の学校内での行動歴等を情報提供し、濃厚接触者の特定に協力する。

□校長が保健所に連絡し、学校が分かる範囲で事前に集めた情報を保健所に確認してもらい、追加で必要な情報や資料があれば提供する。

□保健所と連絡を取り合いながら、濃厚接触者の特定作業に協力する。

※保健所とのやり取りは基本的に校長が行う(窓口の一本化)。連絡先は携帯番号も伝えておくこと。

③対策チームで対応する。

※休日の場合は参集する職員をあらかじめ決めておくこと。

□役割分担して対応する・・・【別紙1】フロー図参照

□臨時休業する場合、しない場合(臨時休業を実施しないことを児童生徒にどのように伝えるか等)の対応について検討する(学校における感染拡大を防ぐため、保健所の濃厚接触者の確認状況により判断する必要がある)。

□消毒の範囲や必要性については保健所に助言をもらい、学校が行う。

□全体の共通確認事項

a 児童生徒への対応について・・・⑥参照

b 保護者への連絡内容について

・臨時休業についての説明。

・保護者から感染者の個人情報(報道で発表されていないような氏名や学年等)について聞かれた場合は、教えることができないことを説明する。

・濃厚接触者については保健所から連絡があることを説明する。

(※保健所業務の逼迫状況によっては、別紙6及び別紙7の通知、別紙8に基づいた対応となる。)

・学校再開の時期については「**すぐーる**」等でお知らせするので確認を依頼する。

・関係機関等と連絡することがあるため、学校への問い合わせは控えてもらうよう依頼する。

(必要時には文書やホームページ等でお知らせすることを説明する。)

c 地域住民又は報道からの問い合わせへの対応について

報道発表前：現在保健所による疫学調査が行われており、詳しいことは伝えることができないと説明。

報道発表後：発表されている内容(記者発表資料)しか答えることができないことを説明。

※報道発表は県や高知市が定期的に行っている。前日までに判明した分が翌日発表される。県教委としては感染拡大を防止するために正確な情報提供をすることとし、**感染拡大が懸念される場合や学校全体を臨時休業するような場合等状況に応じて、学校と県教育委員会が協議し、学校名を公表する場合は、保護者に了解を得た上で公表する。**発表に際して個人情報の適正な取扱い及び管理を徹底すること。また、感染者へ誹謗中傷等が向けられることがないよう留意すること。

d 保護者会について

保護者会は大勢が一堂に集まることで感染拡大につながる恐れがあることから、原則として開催しないこととする(人数や状況によって学校の判断で開催することは可)。

④校長が保健所の助言等に基づき、臨時休業等について県教委と協議する。

□保健所の助言等に基づき、感染者の症状、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、その都度臨時休業の必要性やその日数・範囲を決定する。

□陽性者及び濃厚接触者の関係図(別紙9)を作成し、臨時休業等の協議の参考資料とする。

<決定までの流れ>

学校長が保健所から臨時休業の必要性やその日数・範囲について助言等をもらう⇒学校長が県教委に報告

⇒県教委と協議し決定

※臨時休業については保健所の濃厚接触者の確認状況により判断する必要があるが、濃厚接触者の有無についてすぐに判断できない場合もある。

例)①保健所と一定協議ができたが、濃厚接触者の有無についての判断に時間がかかる場合

対応⇒濃厚接触者の把握及び感染防止対策の体制を整えるため、翌日は臨時休業とする場合もある。

②電話がつながりにくい等で保健所と全く協議ができていない場合

対応⇒学校の情報収集により、複数の濃厚接触者がいる可能性が高い場合は、生徒が登校していればすぐに帰宅させ、翌日は臨時休業とする場合もある。

※報道発表前に臨時休業について児童生徒・保護者に連絡する場合、正確な情報については保健所の疫学調査が終わるまで待ってもらいたいことや、保健所への問い合わせはしないことを徹底してもらうよう伝える。

⑤臨時の職員会を開催し、対策チームで決定した対応や役割分担を全教職員で共有する。

□授業中であれば換気をする、会話を控える等の感染予防策をとった上で自習とし、職員を集める。

※一部の教員は児童生徒の見守りとして残るようにする。

※感染者との関係性から濃厚接触者であろうとみなされる教職員は別室で待機させる。

□感染予防策(マスク着用、換気を行う等)をとった上で集まる。

□臨時の職員会は必要に応じてその都度開催する。

⑥児童生徒及び保護者への説明や対応

□臨時休業の実施の有無についての文書(別紙4又は別紙5)を全ての児童生徒に渡し、説明を行う。また、感染者のプライバシー保護を徹底することを指導する。

※欠席している児童生徒へは電話連絡を行い、臨時休業について説明する。

⑦濃厚接触者等(保健所から健康観察の指示があった者を含む)の対応

□濃厚接触者等(保健所から健康観察の指示があった者を含む)の健康状態については、保健所が一定期間把握しなければならないことになっている。保健所から学校が一括把握して報告するよう要請があれば対応すること。

⑧報道発表後の電話対応

□問い合わせがあった内容は記録し、県教委へ適宜報告する。

⑨その他

□児童生徒の心のケアについて検討する。

□大規模なクラスターが発生した場合等、必要時には県教委に人的支援の協力を要請する。

新型コロナウイルス感染症 接触者リスト (学校関係者)

○月○日現在

No	所属等	職名	フリガナ	生年月日	住所 電話番号	症状の有無	マスク 着用	接触状況	備考
1								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
2								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
3								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
4								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
5								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
6								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
7								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
8								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
9								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
10								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
11								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
12								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
13								・ ・	・検温状況： ・健康状況：

新型コロナウイルス感染症 接触者リスト (学校関係者)

○月○日現在

No	所属等	職名	ふりがな氏名	生年月日(年齢)	住所電話番号	症状の有無	マスク着用	接触状況	備考
1	学級担任	教諭	○○ ○○	S●.●.● (●歳)	△△△ 088-□□□-□□□□	無	○	・対象生徒の学級担任 ・対象生徒と頻りに面談	・検温状況：4/2(36.5)、・・・・・・ ・健康状況：特に問題なし。
2	部活動顧問	教諭	○○ ○○	S●.●.● (●歳)	△△△ 088-□□□-□□□□	有 (咳・微熱)	×	・対象生徒の部活動顧問。4/1に○○大会があり、自家用車で大秋引率(9:00~12:30)。部活動(4/3~4/5)を行う。	・検温状況： ・健康状況：
3	外部指導者	運動部活動指導員	○○ ○○	S●.●.● (●歳)	△△△ 088-□□□-□□□□	無	×	・部活動指導員として、4/3~4/5の放課後に指導。	・検温状況： ・健康状況：
4	外部講師	学習支援員	○○ ○○	S●.●.● (●歳)	△△△ 088-□□□-□□□□	無	○	・対象生徒を4/3の放課後にマンツーマンで英語の指導。(16:00~17:00)	・検温状況： ・健康状況：
5	2-3H	生徒	○○ ○○	H●.●.● (●歳)	△△△ 088-□□□-□□□□	無	×	・対象生徒のクラスメート。昼食と一緒に食べることが多い。(4/3~4/5) ・部活動(バドミントン)での活動も一緒。	・検温状況： ・健康状況：
6								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
7								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
8								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
9								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
10								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
11								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
12								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
13								・ ・	・検温状況： ・健康状況：

濃厚接触者がまだ特定されていない状況での臨時休業についての通知文書(例)です。あくまでも例ですので、その時の状況によって変更をお願いします。

令和 年 月 日

生徒・保護者の皆様へ

高知県立〇〇学校長

本校における新型コロナウイルスの感染確認について

本日、本校の(児童・生徒・教職員)に新型コロナウイルスの感染が確認されました。保健所による濃厚接触者等の調査とそれに基づく学校における感染防止対策の徹底を図るため、**●日から●日までは臨時休校**といたします。

現在、学校と保健所が連携し、濃厚接触者等の確認作業を進めているところです。

今後、濃厚接触者等として健康観察の必要な生徒が出た場合などには、保健所又は学校から個別に必ず連絡が入りますので、ご家庭から直接保健所に連絡をすることはお控えいただきますようお願いいたします。気になることがありましたら、学校までご連絡をお願いします。

また、保健所の指導の下に、(本日中に・明日中に)校内の消毒等を行います。

新たにお知らせすることがあれば、ホームページ等に掲載するようにいたします。

ご家庭においても手洗いやマスクの着用等の基本的な感染症対策を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、報道発表されるのは保健所による調査後となるため、(明日夕方)になる見込みとなっています。感染者へ誹謗中傷等が向けられることがないよう、ご理解とご協力をよろしくをお願いいたします。

高知県立〇〇高等学校 (088-11-1111)

担当 〇〇・〇〇

濃厚接触者がいないと判断された場合の通知文書（例）です。
あくまでも例ですので、その時の状況によって変更をお願いします。

別紙5(臨時休業なし)

令和 年 月 日

生徒・保護者の皆様へ

高知県立〇〇学校長

本校における新型コロナウイルスの感染確認について

本日、本校の（児童・生徒・教職員）に新型コロナウイルスの感染が確認されました。保健所と連携し、濃厚接触者等についての確認作業を行い、当該（児童・生徒・教職員）は常にマスクを着用していたこと等から、校内では濃厚接触者はいないと判断されました。ついては、保健所や県教育委員会と協議し、●●を中心とした消毒作業を行うなど感染対策をすすめ、学校教育活動は維持してまいります。

また、県内での新型コロナウイルス感染者が増えてきているため、マスクの着用等、基本的な感染症対策をご家庭においても指導していただくとともに、お子様に発熱や咳等の症状が出た場合には、学校に連絡していただき、登校を控えるようにしてください。

なお、感染者の情報につきましては、報道で発表されている以上のことはお話しできないため、お問い合わせはお控えいただくとともに、感染者へ誹謗中傷等が向けられないことがないよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

高知県立〇〇高等学校

TEL (088-11-1111)

担当 〇〇・〇〇

＜保健所業務が逼迫した場合－保健所から学校が濃厚接触者への連絡を依頼される場合(濃厚接触者の PCR 検査が実施される場合)－＞

3 高保体第 920 号
令和 4 年 1 月 20 日

各県立学校長 様

保健 体育 課 長
高等 学校 課 長
特別支援教育課長

高知市保健所からの濃厚接触者への対応に係る協力依頼について

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。
学校において感染者が発生した場合の対応としては、令和 2 年 4 月 13 日付け 2 高保体第 25 号(令和 2 年 12 月 14 日付けで改訂)で通知し、各学校には、接触者リストの作成や臨時休業の判断等について、県教育委員会と協議の上、対応いただいているところであり、保健所から陽性者や濃厚接触者に該当すると連絡を受けた保護者は、その旨を学校に連絡することとなっています。

今回、高知市での新型コロナウイルス感染急拡大を受け、保健所業務の逼迫等により、高知市保健所から県立学校に対して、濃厚接触者への対応として下記のことを依頼された事例がありました。

今後も感染状況によっては、高知市保健所から同様の依頼があることが想定されますので、濃厚接触者への素早い対応を行い、陽性者の特定や学校における感染拡大の状況把握・予防を迅速に行うためにも、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、高知市保健所以外の県福祉保健所でも同様の対応を求められる場合がありますので、よろしくお祈りします。

併置定時制・通信制には貴職からお知らせください。分校には直送しました。

記

1) 高知市保健所から学校への依頼内容(保護者への連絡)

①濃厚接触者と特定した児童・生徒に、PCR 検査の実施連絡
内容については、高知市保健所から別途示されます。

②検査結果判明後、陰性者への結果の連絡
※陽性者は、高知市保健所から連絡があります。

2) 今後の対応について
今後の参考までに保健体育課で別紙のチェックリストを作成していますので、高知市保健所や保護者との連絡の際の参考としてください。

【担当】
保健 体育 課 北村、廣田、山中 (TEL:088-821-4928)
高等 学校 課 岩河、東岡 (TEL:088-821-4907)
特別支援教育課 濱口、吉井 (TEL:088-821-4741)
【分類番号 05-04-0009】

★ **保健所から濃厚接触者(生徒、教職員)への連絡依頼がある場合**

①保健所からの濃厚接触者リスト(学校が作成したリストの場合もある)により、以下の内容を濃厚接触者の保護者に連絡する。

- 保健所からの依頼により、連絡している。
- 校内で新型コロナウイルス感染症の患者が出て、〇〇(君・さん)が濃厚接触者と特定され、保健所が実施する PCR 検査の対象となった。
- これから伝えることをメモを取ってください。後で確認のために復唱していただきます。
- 〇日△時×分に、「〇〇〇〇の駐車場」(検査場所)に行ってください。
- 「〇〇〇〇の駐車場」(検査場所)に着いたら、車から出ずに、「〇〇〇-××××」(指定された電話番号)に電話してください。
- 電話する場合には、『〇〇学校の関係で、PCR 検査に来ました〇〇です。車の車種は…で、色は…色、ナンバーは…です。』と伝えてください。
- ※ 係員が来て、車の中で唾液を採取します。
- 検査は無料です。車の中で唾液を取る検査です。
- 検査時間の30分前からは飲食を控えてください。
- 検査の際に自宅待機に関する詳細を記載した手紙が渡されます。
- 結果は保健所または学校から必ず連絡するので、お問い合わせはしないでください。

※上記の内容については、ドライブスルー方式で実施する場合の参考例であり、保健所から文書等で示されます。そのため、検査場所や検査方法等詳細は保健所によって異なります。

②上記※の内容を復唱してもらう。

保健所が実施する PCR 検査

- ・ 検査を受ける際に、保健所(検査実施者)から濃厚接触者(検査対象者)に自宅待機等の期間や自宅での生活上の留意点等詳細について説明があります。
- ・ 保健所または学校から結果の連絡をするので、本人から問い合わせはしないように等の留意点の説明があります。

★ **保健所から PCR 検査結果が陰性であった濃厚接触者(生徒、教職員)への結果の連絡依頼がある場合**

※陽性者には、保健所から今後の対応について保護者に連絡を行います。

①陰性であった濃厚接触者の保護者に以下の内容を連絡する。

- 保健所からの依頼により、連絡している。
- 検査の結果、陰性であった。
- 自宅待機等の期間や自宅での生活上の留意点等の説明を受けているか確認し、説明を受けている場合は、その指示に従うよう伝える。
説明を受けていない場合は、保健所から待機期間等の指示があるので、確認して保健所または学校から再度連絡することを伝える。

②(上記説明を受けていない場合は)保健所に、自宅待機等の期間や自宅での生活上の留意点等の説明を濃厚接触者が受けていないことを伝える。

③保健所から学校に自宅待機等の期間や自宅での生活上の留意点等の説明を学校からするように依頼があった場合は、陰性であった濃厚接触者の保護者に保健所から確認した内容を連絡する。

＜保健所業務が逼迫した場合－保健所から学校が濃厚接触者への連絡を依頼される場合（濃厚接触者のPCR検査は実施されず、自身での健康観察（セルフチェック）を行う場合）＞

3 高保体第 945 号
令和 4 年 2 月 2 日

各県立学校長 様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

学校等における新型コロナウイルス感染症に係る
濃厚接触者への対応について（依頼）

日頃から、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力をいただき厚くお礼を申し上げます。

うえのことについて、別添（写し）のとおり、県健康政策部長から依頼がありましたのでお知らせします。

今回、県内での新型コロナウイルス感染急拡大を受け、保健所業務の逼迫等により、濃厚接触者に対する積極的疫学調査の対象（PCR検査の対象）について、当面の間、下記のとおり運用されます。

つきましては、各保健所から依頼がありましたら、濃厚接触者への素早い対応を行い、学校における感染拡大の状況把握・予防を迅速に行うためにも、ご協力いただきますようお願いいたします。

併置定時制・通信制には貴職からお知らせください。分校には直送しました。

記

- 濃厚接触者の特定はこれまでどおり保健所が行います。
- 学校における濃厚接触者については、原則 PCR 検査は実施せず、別添のとおり、濃厚接触者本人が自宅待機期間中に自身で健康観察（セルフチェック）を行うこととなります。
- 学校内で濃厚接触者と特定された者への自宅待機及びセルフチェック実施について、各学校から保護者へ連絡をしていただくよう各保健所から依頼される場合があります。

*各保護者へ連絡する具体的な内容については、各保健所から別途示されます。

【担当】

保健体育課 北村、廣田、山中 (TEL:088-821-4928)
高等学校課 岩河、東岡 (TEL:088-821-4907)
特別支援教育課 濱口、吉井 (TEL:088-821-4741)

【分類番号 05-04-0009】

保健所がセルフチェックをお願いした

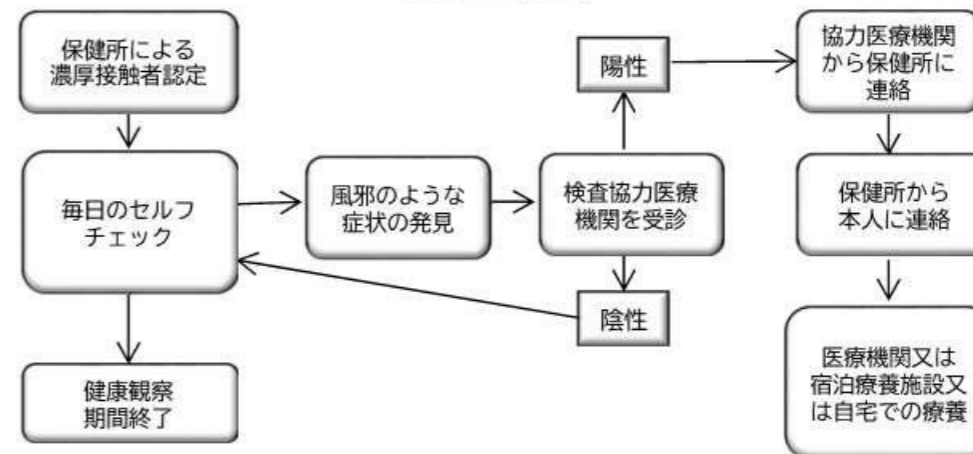
濃厚接触者の方へ

次の内容にご協力いただけますようお願いいたします。

ご協力いただきたいこと

- 自宅待機中におけるご自身での健康観察（セルフチェック）
↳体温の測定や症状の有無などのチェック
- せきやのどの痛みなど風邪のような症状が出た場合、ご自身での受診予約

受診の流れ



ご留意いただきたいこと

- 保健所では医療機関の受診調整は行いませんので、ご自身で受診予約をお願いします。
- 検査協力医療機関への電話の際は、自身が濃厚接触者であることを申告ください。（検査協力医療機関の一覧は高知県のホームページで閲覧できます。）
- 初診料等のご負担は必要ですが、コロナの検査については無料になります。
- 検査の結果、陰性の場合は報告等の対応は不要です。
- 保健所から伝えられた待機期間が終了した場合は、翌日から通常の生活を送っていただいてもかまいません。その際、保健所からの連絡はありませんのでご了承ください。

健康に関する相談

新型コロナウイルス健康相談センター

088-823-9300 (9時から21時)

高 知 県

写

3 高健対第 1849 号
令和 4 年 2 月 1 日

教育長 様

健康政策部長

学校等における新型コロナウイルス感染症に係る
濃厚接触者への対応について（依頼）

日頃から、新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、県内における新型コロナウイルス感染症新規患者の急増に伴い、新たな患者に関する調査及び適切な療養場所の確保のための調整並びに自宅療養者の健康管理などを最優先に対応するため、当面の間、下記のとおり運用します。
つきましては、管轄の施設等にお知らせをいただきますようお願いいたします。

記

- 1 実施日 令和 4 年 2 月 1 日
- 2 対象施設
学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等）、保育関連施設
- 3 運用方法
 - ・保健所が患者、関連施設と協力し、濃厚接触者を調査し、リストアップします。
 - ・原則初期スクリーニングとしての PCR 検査を省略して、最終接触日から 7 日間の自宅待機を求め、8 日目に解除となります。ただし、10 日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行っていただきます。
 - ・自宅待機期間中に症状が出現した場合には、本人が保健所に連絡し、速やかに検査を行います。（保健所の PCR 検査もしくは検査協力医療機関での検査）

【問い合わせ先】
高知県健康政策部健康対策課
担当：山本・宗崎
TEL：088-823-9677
FAX：088-873-9941
E-Mail：kansensyou@ken.pref.kochi.lg.jp

保健所業務の逼迫等により、濃厚接触者の特定に3・4日かかる場合(通常であれば1日程度で特定される)や濃厚接触者の特定が行われない場合は、臨時休業等の期間が長くなり学校教育活動が滞る可能性があります。

そのような場合には、学校内での感染拡大防止及び学校教育活動の維持の観点から……

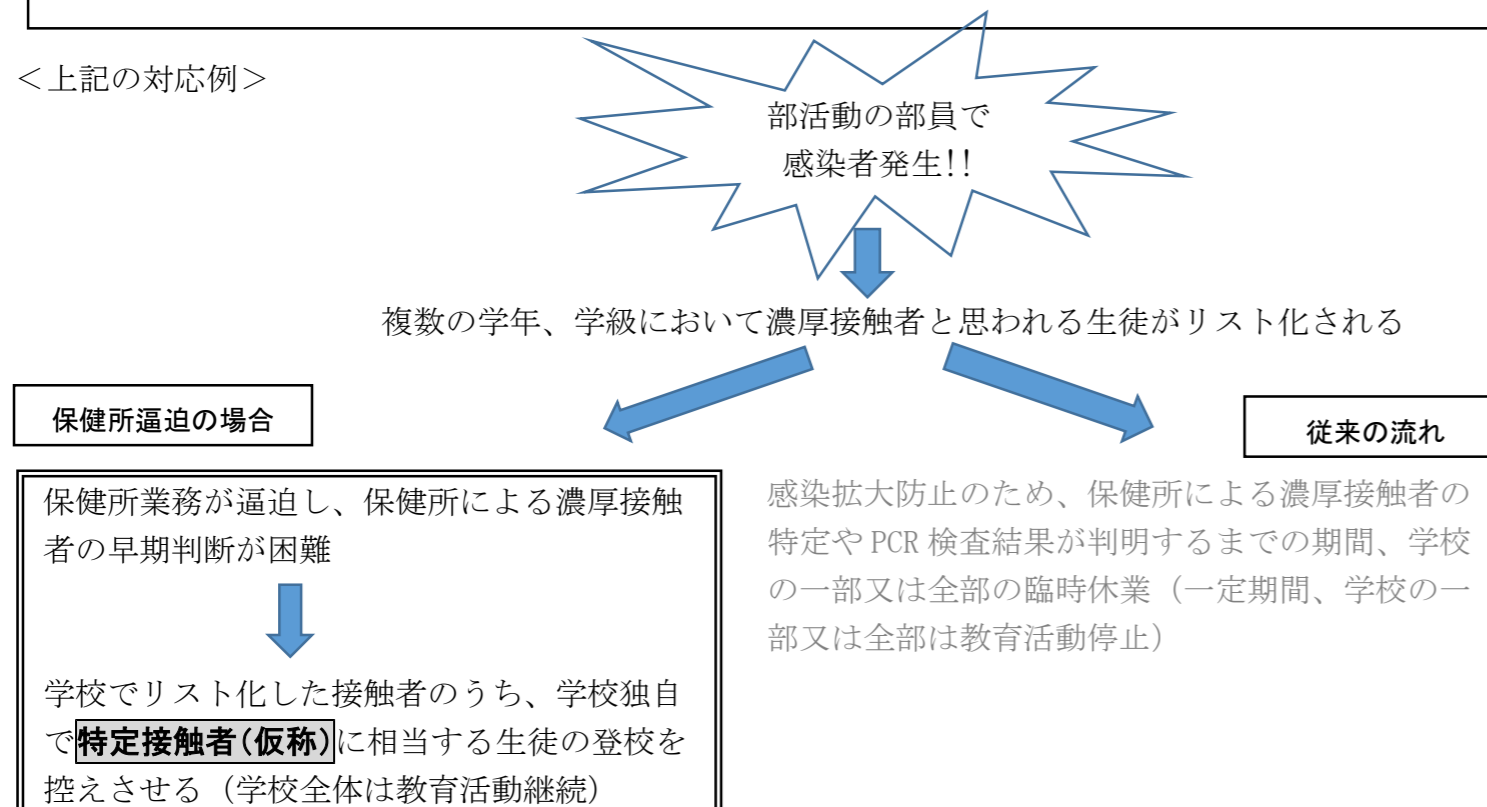
学校でリスト化した接触者のうち、濃厚接触者に相当すると考えられる接触者[★1]と変異株の感染力を踏まえ濃厚接触者の基準には達しないが一定の感染リスクがあると考えられる者に、学校独自で**特定接触者(仮称)**とし、以下の対応をお願いします。

- ・**特定接触者(仮称)**に5日程度(土日祝日を含む。)[★2]登校を控えるよう協力をお願いします。(可能であれば、保健所に連絡をとり、濃厚接触者の特定をお願いします。)
- ・出欠の取扱いについては、学校長の判断により「出席停止・忌引き等の日数」とし欠席扱いとしない。
- ・ICT端末等を活用したオンライン学習を含め学習活動の継続ができるような対応を行う。
- ・**特定接触者(仮称)**が、登校を控えている間に体調不良が見られた場合は、検査協力医療機関を受診するようお願いします。
- ・登校を控えるよう協力を依頼している期間に、**特定接触者(仮称)**が登校せざるを得ない場合には、マスクを外すような感染リスクの高い活動を控える。
(体育などの活動において、マスクを外さない(無理な活動を控える、時間割の変更等)、給食は黙食を徹底する等の対応を行う。)
- ・臨時休業等に関しては、文科省の対応ガイドライン[★3]を基にして、県教委と協議を行う。その際には、陽性者及び濃厚接触者の関係図(別紙9)を作成し、協議の参考資料とする。

※ **特定接触者(仮称)**において

保健所の判断により**特定接触者(仮称)**が濃厚接触者となった場合は、保健所の指示に従い引き続き自宅待機とする。濃厚接触者とならなかった**特定接触者(仮称)**は、その時点で**特定接触者(仮称)**から外し、登校可能とする。

＜上記の対応例＞



★1 濃厚接触者に相当すると考えられる接触者

(学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン(第1版)文科省R3.8.27)

①濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居(寮等において感染者と同室の場合を含む)又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つば等)に直接接触した可能性の高い者(1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある)
- ・手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なし(※)で、感染者と15分以上の接触があった者(例えば、感染者と会話していた者)

※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等(感染者と同一の学級の児童生徒等)
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等(感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等)
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等(感染者と同一の寮で生活する児童生徒等)
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

※学校において上記①②の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とすることが考えられる。

★2 5日程度の判断基準

(学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項-文科省R4.2.2事務連絡-)

学校で感染者が発生した場合、全体像の把握等のために臨時休業を行った後、保健所業務のひっ迫により積極的疫学調査の実施が遅延したり、十分に行えなくなった場合の学校の再開について、学校医等と相談し、臨時休業を開始してから5日後程度(土日祝日を含む。)を目安として再開することが考えられる。

★3 臨時休業等の判断

(学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項-文科省R4.2.2事務連絡-)

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
 - ④その他、設置者が必要と判断した場合 (※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)

【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

- 保健所から濃厚接触者と特定された者について、書き出してください。
- 濃厚接触者に症状が出て、PCR検査を受け陽性となった場合には、次の濃厚接触者について、右側に枠を加えながら書き出してください。
- 濃厚接触者のうち陽性となった者のセルは、黄色で塗りつぶしてください。
- 濃厚接触者がなくなった後の枠は、消去してください。

